

# <完成検査用仕上図>内装制限告示

## 内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C51ヤンソン No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C51ヤンソン

◇壁のシールド無し

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積(正面・背面) :  $A_v=2945.3\text{cm}^2$  (49.5cm × 59.5cm)

ストーブの鉛直投影面積(左右側面) :  $A_v=2499\text{cm}^2$  (42cm × 59.5cm)

1. 正面(開口部がある面の離隔距離(ガス等扉付))

$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{2945.3}=130.3\text{cm}$

2. 右側面(開口部がない面の離隔距離)

$L_{sop}=1.59 \times \sqrt{2499}=79.5\text{cm}$

3. 左側面(開口部がない面の離隔距離)

$L_{sop}=1.59 \times \sqrt{2499}=79.5\text{cm}$

4. 背面(開口部がない面の離隔距離)

$L_{sop}=1.59 \times \sqrt{2945.3}=86.3\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積 :  $A_h=2079\text{cm}^2$  (49.5cm × 42cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$H_s=0.0106 \times (1+(10000/(2079+800))) \times 2079=98.6\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離(作図により軌跡を示す)

$D_s= ((H_s-h)/H_s) \times L_s$

(※ $D_s$ は各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

### ◇特定不燃材料

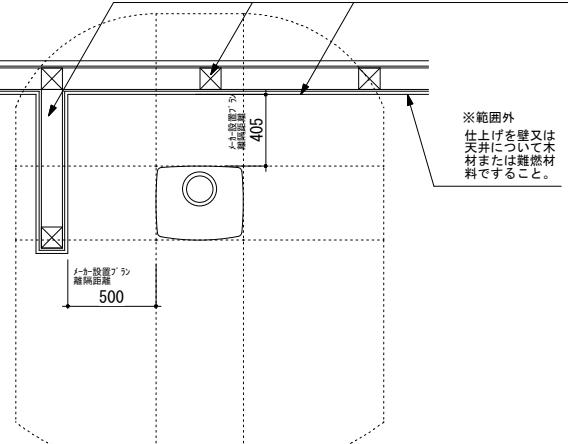
不燃材料のうち、平成12年建設省告示第140号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・セッコウボード(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

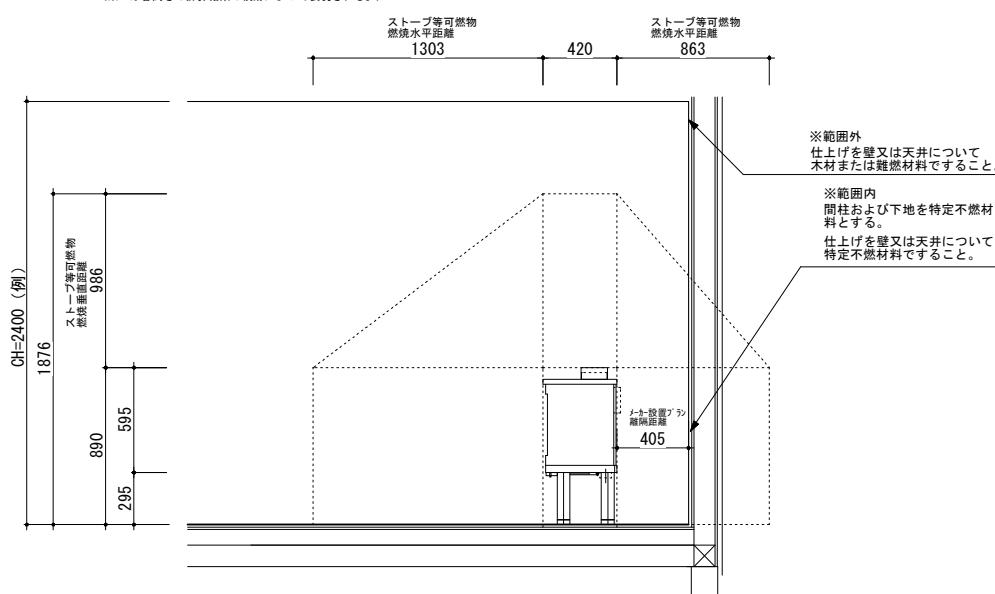


※範囲内  
間柱および下地を特定不燃材料とする。  
仕上げを壁又は天井について特定不燃材料ですること。

※範囲外  
仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料であること。

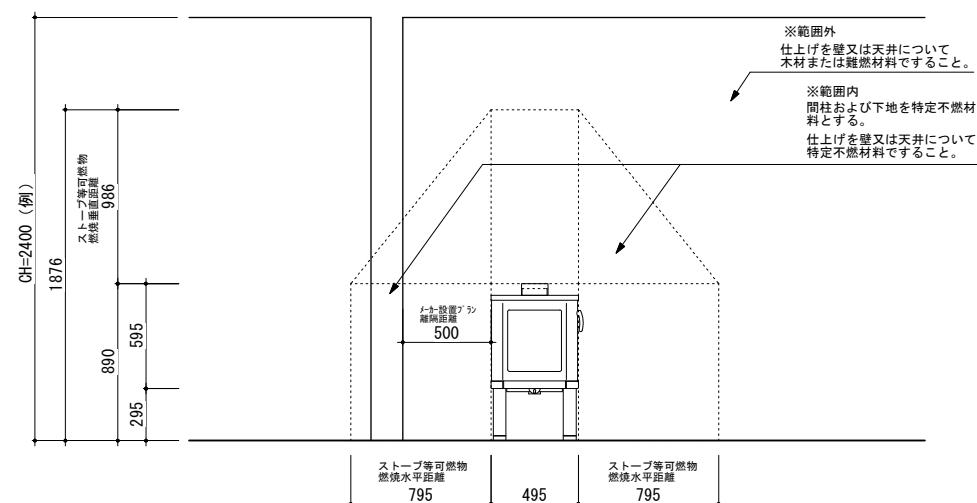


※ストーブ壁面上の仕様はメス設置プランを参考のこと。



※範囲外  
仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料であること。

※範囲内  
間柱および下地を特定不燃材料とする。  
仕上げを壁又は天井について特定不燃材料ですること。



※範囲外  
仕上げを壁又は天井について木材または難燃材料であること。

※範囲内  
間柱および下地を特定不燃材料とする。  
仕上げを壁又は天井について特定不燃材料ですること。

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、  
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

\* 上記寸法不都合な場合は完成検査後に設置となります。

# 内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C51ヤンソン No.2/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

## ※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：コンツーラ C51ヤンソン

◇壁のシート：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上  
壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上  
天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、距離が長い値以上とする。

C51ヤンソンの場合：前面：42.9cm以上  
右側面：26.2cm以上  
左側面：26.2cm以上  
背面：28.4cm以上

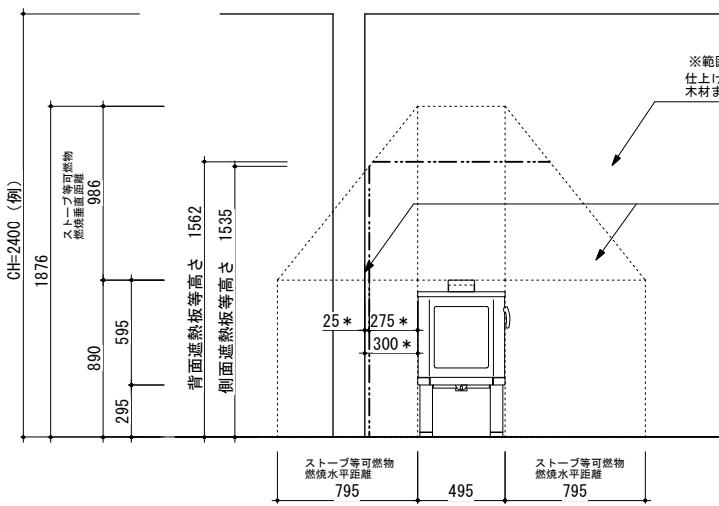
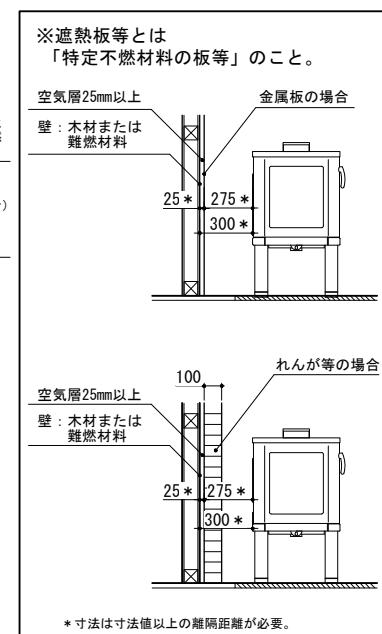
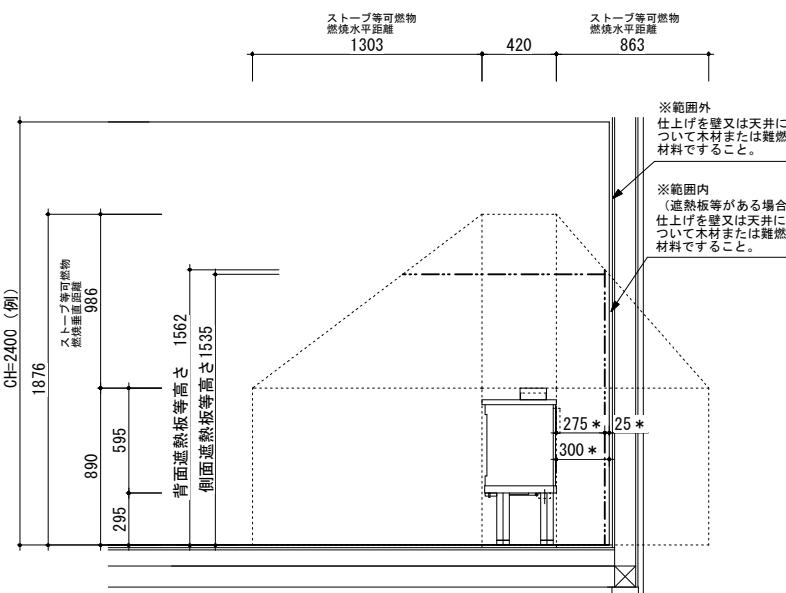
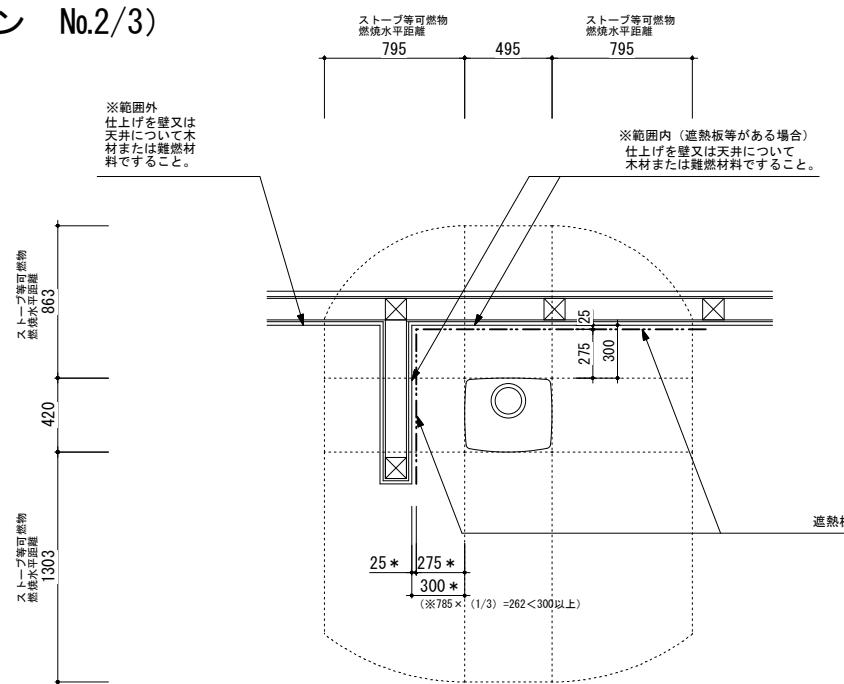
※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。  
この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料 (C51ヤンソン No.2/3) のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を  
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。  
室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ本体標準図 本体離隔距離」をご参照下さい。

## ◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード  
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



# 内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (コンツーラ C51ヤンソン №3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

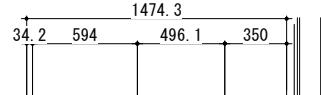
## ※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種: コンツーラ C51ヤンソン

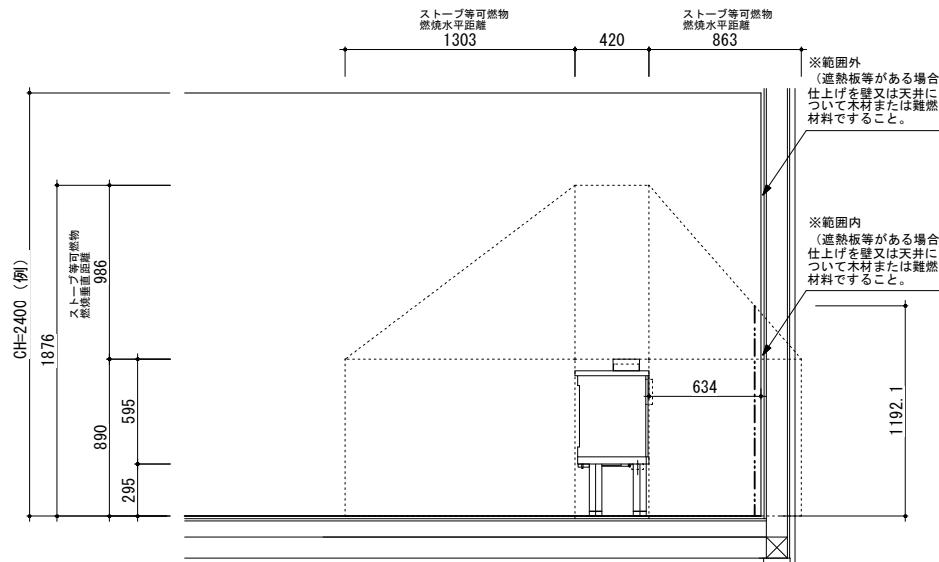
◇壁のシールド: 遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まず本体部分のみ。



C矢視展開図

※D矢視展開図は反転させた形状とする。

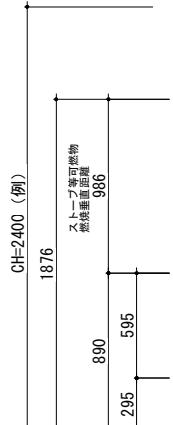


A-A' 断面図

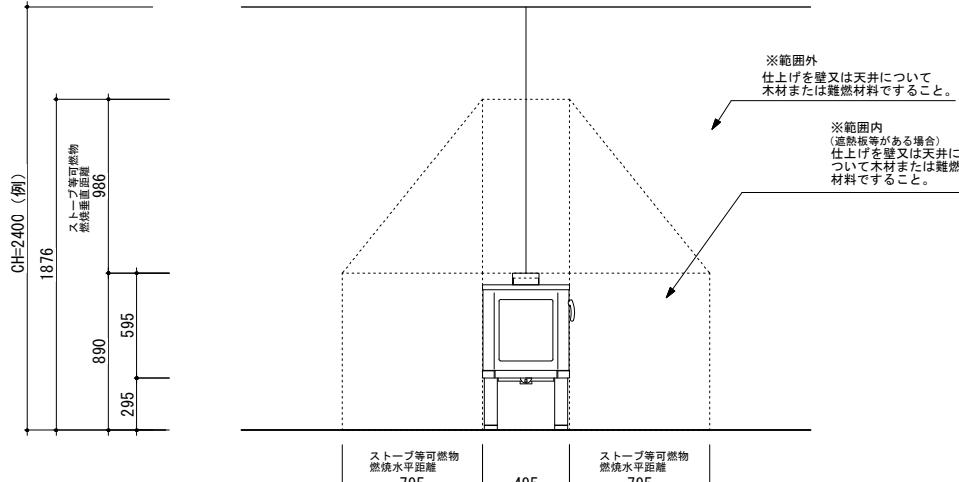
※範囲内 (遮熱板等がある場合)  
仕上げを壁又は天井について  
木材または難燃材料であること。

※範囲外  
仕上げを壁又は  
天井について木  
材または難燃  
材料であること。

\*寸法は寸法以上の離隔距離が必要。



B-B' 断面図



※範囲外  
仕上げを壁又は  
天井について木  
材または難燃  
材料であること。

※範囲内  
(遮熱板等がある場合)  
仕上げを壁又は天井に  
ついて木材または難燃  
材料であること。

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、  
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。